

## 「長岡京市意見公募手続要綱」の考え方

意見公募手続制度とは、市が基本的な政策等を決める時に、その案を広く市民等に公表し、それに対して提出された意見等を案に取り入れることができるかどうか検討し、その検討結果とともに寄せられた意見とそれに対する市の考え方をあわせて公表していく一連の手続きをいいます。パブリックコメント手続ともいわれています。

長岡京市では、これまでも計画や条例等の策定時に、各所管部局の判断でこの制度に類似した手法を用いてきましたが、この制度を導入することにより、市としての統一的なルールを確立するものです。

実施にあたっては、制度の目的が達成できるよう、事案に応じてわかりやすい意見公募の仕方や意見を出しやすい配慮、工夫を行います。

### (目的)

第1条 この要綱は、意見公募手続に関し基本的な事項を定めることにより、市民等の市政への参画を促進するとともに、市の意思決定過程の公正の確保並びに透明性及び説明責任の向上を図り、開かれた市政を推進することを目的とする。

### 【考え方】

この制度は、市民等の多様な意見を市政に反映させる仕組みのひとつですが、この制度を実施することにより、市民の市政への参画を促進するとともに、市の意思決定過程の公正の確保、透明性及び説明責任の向上を図り、開かれた市政を推進します。

(定義)

第2条 この要綱において「意見公募手続」とは、市の基本的な政策等を策定するに当たり、当該政策等の案及び趣旨等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見を受け付け、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に所在する学校に在学する者
- (5) 本市に対し、市税の納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、意見公募手続に係る案件に利害関係

#### 【考え方】

- 意見公募手続は、マスコミ等により広く一般的に認知されている「パブリックコメント手続」という呼称を用いる場合もあります。市民への周知を図る際には、「意見公募（パブリックコメント）手続」と表記することで、市民に制度をより分かりやすくお知らせします。
- この制度を市政全般に適用させるため、議決機関である議会を除くすべての市の機関をこの制度の実施機関に位置付けます。
- 本市に在住・在勤・在学者、在事務所、納税義務者、利害関係者を意見を提出できるものとしします。

(対象)

第3条 意見公募手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市政の基本的な制度を定める条例

イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関するものを除く。)

(2) 市の基本的な方針を定める計画の策定又は改定

(3) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、政策等の案が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、意見公募手続を行わない。

(1) 迅速又は緊急を要するもの

(2) 軽微なもの

(3) 実施機関に裁量の余地がないもの

(4) 特に専門的な知識を要するもの

(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項に規定する直接請求により議会提出するもの

(6) 法令等により公聴会等の手続が定められ、実質的に意見反映の機会が確保されているもの

### 【考え方】

対象となる政策等は、基本的に全市域又は全市民を対象とするものとします。行政内部のみに適用されるものなどは対象外とします。個別の案件がこの手続の対象であるかどうかについては、実施機関がこの手続の趣旨に照らして判断し、その判断についての説明責任を負います。

- 「市政の基本的な制度を定める条例」とは、「長岡京市情報公開条例」「長岡京市個人情報保護条例」「長岡京市行政手続条例」「長岡京市における法令遵守の推進に関する条例」「長岡京市防犯推進に関する条例」「長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例」「長岡京市まちづくり条例」などを

います。

- 「市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、「長岡京市地下水採取の適正化に関する条例」「長岡京市法定外公共物の管理に関する条例」「長岡京市まちをきれいにする条例」「長岡京市ラブホテル建築等規制条例」「長岡京市文化財保護条例」などをいいます。ただし、これらの条例の改廃であっても、市民等に義務を課し、又は権利を制限する部分に関するものでなければ、意見公募手続の対象になりません。

**<参考：地方自治法第14条第2項>**

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

- 「市の基本的な方針を定める計画」とは、総合計画など、市の行政全体の方針を定めるもののほか、環境基本計画など、市政の各分野の施策展開の基本方針を定める全市域又は全市民を対象とする計画のことをいい、構想、指針、プラン等その名称は問いません。ただし、これらの計画の改定であっても、市民に直接、重大な影響を与えるものでなければ、意見公募手続は必要ありません。

- 意見公募手続の目的を考慮するとき、実質的に効果が極めて低いと考えられるものについては、意見公募手続を行いません。

具体的には、意見公募手続に伴う時間の経過などにより、政策等の効果が損なわれる場合や、政策等の基本的事項の変更を伴わないなどの軽微なもの、国の法令や計画にその内容が詳細に規定され、その規定に沿った決定をするものなど、裁量の余地がないものがこれにあたります。

また、高度に専門的な知識を必要とし、意見を公募してもその効果が低いと考えられるものや、直接請求により議会提出するもの、公聴会等の手続が定められ、実質的に意見反映の機会が確保されているものなども、意見公募手続の対象外とします。

＜参考：地方自治法第74条第1項＞

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（政策等の案の公表）

第4条 実施機関は、政策等の策定に当たっては、当該政策等の策定の意思決定までの適切な時期に政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

(1) 政策等の案を立案した趣旨

(2) 政策等の案の概要

(3) その他実施機関が必要と認める資料

3 前2項の規定による公表は、市のホームページへの掲載及び実施機関が指定する場所での閲覧により行うものとする。ただし、政策等の案又は資料が著しく大量である場合については、市のホームページで政策等の案の概要のみを公表し、詳細は閲覧とすることができる。

4 実施機関が特に必要と認める場合は、前項に規定する方法のほか、印刷物の配布、説明会の開催等により、政策等の案及び資料を公表することができる。

【考え方】

- 政策等の案の公表時期は、早い段階で公表することが適当なもの、中間案を公表することが適当なものなど、案件により異なるため、実施機関は意思決定前の効果的な時期を選び公表します。

- 公表資料は、市民等がその内容を十分理解し適切な意見が提出できるよう、わかりやすい表現を心がけ、案そのものに限らず、趣旨、概要などの必要な資料も公表します。
- 案の公表は、市のホームページへの掲載により行うほか、所管課、市民情報コーナーでの閲覧により行います。資料が大量にある場合は、ホームページで概要のみを公表し、詳細は閲覧により行う場合もあります。
- 必要に応じて印刷物の配布や説明会の開催などを行い、政策等の案や資料を公表します。様々な立場の市民が等しく意見を提出できるよう、できるだけ配慮します。

(意見公募手続実施の周知)

第5条 実施機関は、前条の規定により政策等の案を公表する前に、市のホームページへの掲載等により、当該意見公募手続の実施について、できる限り早期に予告するものとする。

2 意見公募手続を実施する際には、市の広報紙への掲載その他の必要と認める方法により、当該意見公募手続の実施についての周知及び関連する情報の提供に努めるものとする。

【考え方】

- 計画的、統一的に意見公募手続を実施できるよう、また、より広く意見を公募できるよう、案を公表する前にできる限り早期に、今後の意見公募手続の実施予定を市のホームページなどにより知らせます。
- 意見公募手続を実施する際には、市の広報紙やホームページへの掲載、印刷物の配布など、効果的な方法により周知を行います。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、案の公表の日を起算日としておおむね1月の期間を設け、市民等からの政策等の案に対する意見の提出を受け付けなければならない。

2 前項の意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便又は信書便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が特に必要と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、原則として住所、名前及び連絡先を明らかにしなければならない。ただし、実施機関がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関が特に必要と認める場合は、意見の提出者を市民等に限りなくすることができる。

**【考え方】**

- 意見の募集期間は、政策等の案の周知期間や意見提出に必要な準備期間を考慮し、おおむね1か月を設けます。
- 意見の提出方法は、提出された意見を正確に把握するために、記録を残すことができる方法により行い、電話や口頭によるものは除きます。書面の持参や郵送、ファクシミリ、電子メールなどの方法によります。
- 提出された意見に対する責任の所在を明らかにするため、また、意見の内容の確認を行うために、意見提出者に住所、氏名、連絡先の明示を求めます。ただし、特に広く意見を求めたいときなど、その必要がないと判断した場合は、住所、氏名などを問わない場合もあります。

(意見の取扱い)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の策定の意思決定を行わなければならない。

2 実施機関は、政策等について意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、長岡京市情報公開条例（平成11年長岡京市条例第17号）第6条に規定する非公開情報に該当する情報が含まれているときは、その全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 提出された意見の概要

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(3) 政策等の案を修正した場合における当該修正内容

3 前項の規定による公表は、市ホームページへの掲載によるものとする。

4 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、当該意見のうち類似の意見及びこれに対する考え方をまとめて公表するものとする。

**【考え方】**

■ 提出された意見等を考慮して、政策等の最終的な案を作成します。提出された意見を必ず採用するというのではなく、提出された意見を十分検討し、政策等の趣旨を踏まえ、反映できるものについては反映していきます。

■ 提出された意見の概要とこれに対する市の考え方、案の修正内容の公表は、ホームページへの掲載を行います。なお、提出された意見が多い場合は、類似した意見ごとにまとめて公表します。また、市の意見も必要に応じてまとめて公表します。

■ 意見を提出された個人に対し、個別の回答は行いません。この手続の趣旨は、市民から提出された多様な意見を十分考慮して政策等を決定していくことにあるため、賛否の結論だけを示したものや、意見を求めている案



に関連のないものについては、市の考え方を公表しません。また、意見の多数によって意思の決定を行うものでもありません。

- 個人情報保護の観点から、意見を提出された市民の個人情報は公表しません。

(複数回の意見公募手続)

第8条 実施機関が特に必要と認める場合は、意見公募手続を複数回実施することを妨げない。

【考え方】

必要に応じて、意見公募手続を複数回実施する場合があります。骨子案と最終案に近い案について意見募集を行うなどが考えられます。

(意見公募手続の特例)

第9条 審議会等がこの要綱に準じた手続を経て策定した政策等の案を実施機関が採用する場合は、実施機関が意見公募手続を行ったものとみなす。

【考え方】

市長の諮問に応じて、審議会等が政策等の案を作成する場合など、審議会が意見公募手続を行った場合は、市が意見公募手続を行ったものとみなします。

(一覧表の作成)

第10条 市長は、実施機関が意見公募手続を実施している案件の一覧を作成し、市のホームページにおいてこれを公表するものとする。

【考え方】

どのような案件について意見公募手続を実施しているのかを、市民にわかりやすく知らせるため、実施状況を一覧にしてホームページで公表します。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

【考え方】

この制度を実施する上で必要な事項は統一的に行う必要がありますので、それらを別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に策定の過程にある政策等の案については、可能な限りこの要綱の手続に準じた手続を経て策定するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱の施行は、平成20年11月1日とし、その時点において策定過程にある政策等の案については、可能な限りこの制度に準じた手続きを行うよう努めます。